

条 例

埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十八号

埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第五十五号中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同項第五十六号中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同項第六十九号中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同項第七十号中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同項第九十号中「第五項」を「第七項」に、「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(三) 建築を伴わない場合

一万三千元

別表都市整備部の項第九号イ(2)(一)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二万五千元

別表都市整備部の項第九号イ(2)(二)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

四万二千元

別表都市整備部の項第九号イ(2)(三)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

七万八千元

別表都市整備部の項第九号イ(2)(四)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十一万八千元

別表都市整備部の項第九号イ(2)(五)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十七万三千元

別表都市整備部の項第九号イ(六)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

三十万円

別表都市整備部の項第九号イ(七)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

三十八万六千円

別表都市整備部の項第九号イ(八)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

四十五万千円

別表都市整備部の項第九号ロ(一)に次のように加える。

(三) 建築を伴わない場合

八万五千円

別表都市整備部の項第九号ロ(二)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十九万四千円

別表都市整備部の項第九号ロ(三)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

三十万六千円

別表都市整備部の項第九号ロ(四)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

五十九万九千円

別表都市整備部の項第九号ロ(五)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

百六万八千円

別表都市整備部の項第九号ロ(六)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

百八十三万二千円

別表都市整備部の項第九号ロ(七)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

三百三十八万四千円

別表都市整備部の項第九号ロ(八)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

四百八十三万二千円

別表都市整備部の項第九号ロ(九)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

五百九十一万九千円

別表都市整備部の項第百十一号中「長期優良住宅建築等計画の変更」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(三) 建築を伴わない場合

六千五百円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(一)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

一万二千五百円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(二)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二万千円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(三)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

三万九千円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(四)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

五万九千円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(五)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

八万六千五百円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(六)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十五万円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(七)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十九万三千円

別表都市整備部の項第百十一号イ(2)(八)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二十二万五千五百円

別表都市整備部の項第百十一号ロ(1)に次のように加える。

(三) 建築を伴わない場合

四万二千五百円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(二)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

九万七千円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(二)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

十五万三千円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(三)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二十九万九千五百円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(四)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

五十三万四千円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(五)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

九十一万六千円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(六)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

百六十九万二千元

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(七)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二百四十一万六千円

別表都市整備部の項第百一十一号ロ(八)に次のように加える。

(ハ) 建築を伴わない場合

二百九十五万九千五百円

別表教育委員会の項第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項第二号中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第三号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第四号とし、同項第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り上げる。

(埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（令和三年埼玉県条例第五十三号）を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第五十五号、第五十六号、第六十九号及び第七十号の改正規定並びに同表教育委員会の項第一号から第三号までの改正規定及び同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第四号とし、同項第十一号から第十八号までを六号ずつ繰り上げる改正規定並びに次項中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百九十八号から第四百三号までを削り、同項第四百四号を同項第三百九十八号とし、同項第四百五号から第四百七十二号までを六号ずつ繰り上げる改正規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年二月二十日から施行する。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

2 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第三百七十七号中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項第三百七十九号中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項第三百九十八号から第四百三号までを削り、同項第四百四号を同項第三百九十八号とし、同項第四百五号から第四百七十二号までを六号ずつ繰り上げる。